

ケアプランサービスまごの手 運営規程

居宅介護支援事業の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社まご心が開設するケアプランサービスまごの手（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランサービスまごの手
- (2) 所在地 青森市沖館5丁目8-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員4名以上（管理者と兼務1名、常勤専従3名以上）
介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、8月13日から8月15日、及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時受付が可能な状態とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上。テレビ電話装置等を活用しての面談(2月に1回以上)

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

(※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル増すごとに100円。公共交通機関を利用した場合は、実費相当額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、青森市内全域、平内町、蓬田村、外ヶ浜町とする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導は又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用押して行うことが出来るものとする。）を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
 - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、働まご心と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年4月1日改定

平成28年2月1日改定

平成28年4月1日改定

平成29年6月1日改定

平成29年7月3日改定

平成30年11月1日改定

平成31年1月1日改定

令和2年10月6日改定

令和3年3月1日改定

令和4年12月1日改定

令和5年10月1日改定

令和6年1月1日改定

令和6年4月1日改定